

主な品種の等級判定基準について

・乳用牛(ホルスタイン種)

	特級	1級	2級
血統	国が認めた家畜登録機関の登録規程に基づき発行された血統証明書がある(注1)		
能力	遺伝的能力評価による NTP順位が40位以内(注2)	遺伝的能力評価による NTP順位が41位以下(注2)	評価中、未評価、その他 NTP順位を有さないもの
体型	体高152cm以上 (60ヶ月齢以上のものに限る)		左記以外
<p>(注1)国が認めた家畜登録機関の登録規定に基づき発行された血統証明書を有さないものは「級外」、品種は「その他」となります。</p> <p>(注2)NTP(総合指数;Nippon Total Profit Index)の順位は、等級判定日の直近で、独立行政法人家畜改良センターが発表したものを用います。</p>			